

I デマンド交通の概要について

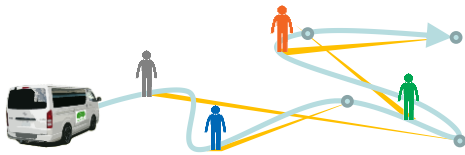
1 デマンド交通とは

(1) 概念と特徴

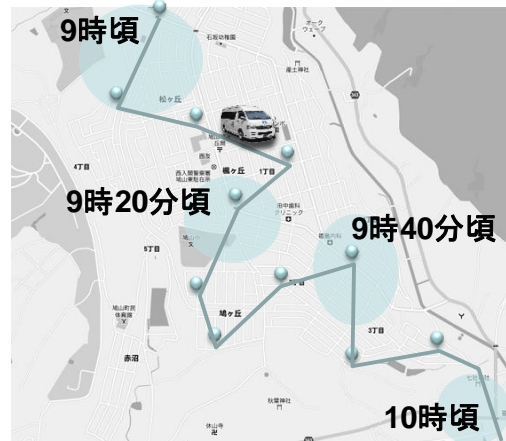
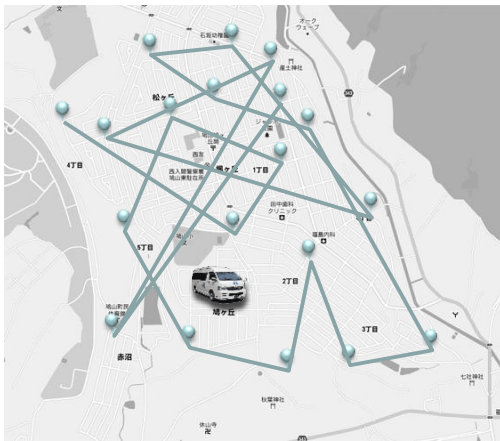
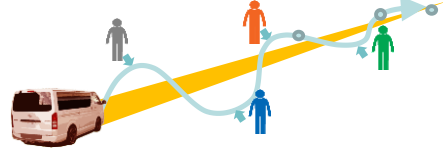
ア 電話等から予約される利用者の個別のニーズに応じて、柔軟な運行を行う公共交通の一形態である（予約制の乗合交通）。

イ 運行方式は、「ドア・ツー・ドア方式」「基本路線方式」などがある。

「ドア・ツー・ドア方式」
(人の利用に運行を合わせる。)



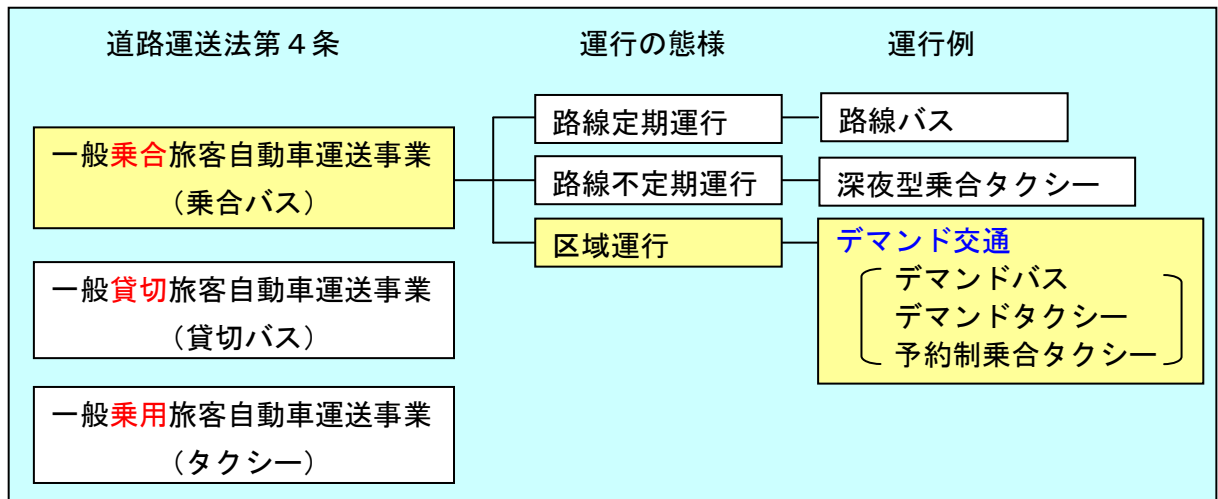
「基本路線方式」
(運行に人の利用を合わせる。)



(2) 道路運送法の事業区分

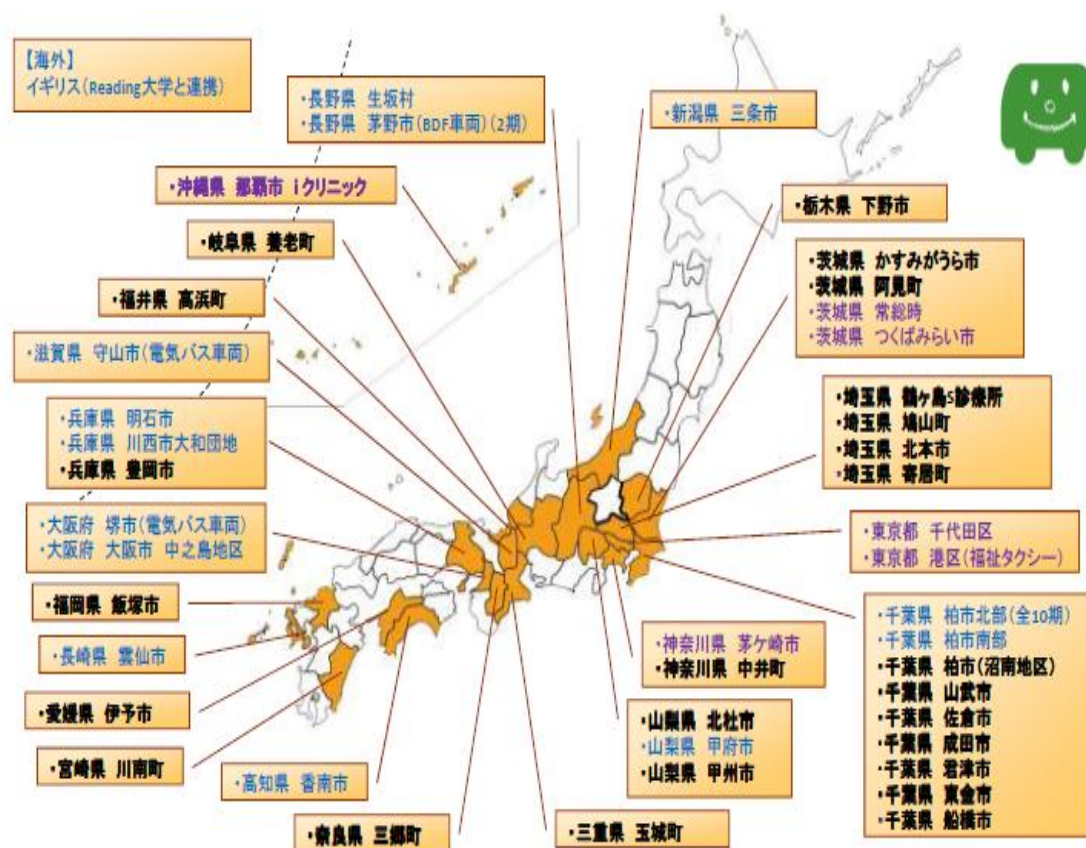
ア 「道路運送法第4条の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の区域運行」の認可が必要である（乗合バスの事業認可）。

イ 事業認可の処理期間は約3か月である（協議会の調整が整っている場合は、概ね2か月である。）。



II 既導入自治体の事例について

1 全国での導入状況（平成25年3月31日現在）



2 埼玉県内での主な導入状況（詳細は次ページを参照）

- (1) 平成20年度：秩父市（吉田・大田地区乗合タクシー）
- (2) 平成22年度：深谷市（事前予約型でセダン型タクシー車両を利用）
秩父市（買物乗合タクシー）
ときがわ町（イーグルバス株が運行主体）
- (3) 平成23年度：北本市（北本市デマンドバス）
- (4) 平成24年度：鳩山町（予約制乗合タクシー）
加須市（デマンド型乗合タクシー）
- (5) 平成25年度：寄居町（寄居町デマンドタクシー）

表 埼玉県内の主なデマンド交通の事例

No.	項目	選択肢	北本市	鳩山町	加須市	秩父市	寄居町	ときがわ町	
1	人口	平成25年1月1日現在 市町村別人口調査結果から	69,225人	14,938人	116,416人	67,717人(7,476人)	35,818人	12,469人	
2	名称	-	北本市デマンドバス	鳩山町デマンドタクシー (町内エリア便)	鳩山町デマンドタクシー (埼玉医大便)	デマンド型乗合タクシー	吉田・太田地区乗合タクシー	寄居町デマンドタクシー (愛のりタクシー)	ときがわ町デマンドバス
3	運営主体	①市が運営主体 ②市以外が運営主体(商工会、社会福祉協議会等)	①北本市	②商工会	②商工会	①加須市	①秩父市	②社会福祉協議会	①ときがわ町
4	運行方式	①ドア・ツー・ドア方式 ②基本路線方式(バス停あり)	①ドア・ツー・ドア方式	①ドア・ツー・ドア方式	②基本路線方式 (バス停あり)	①ドア・ツー・ドア方式	①ドア・ツー・ドア方式	①ドア・ツー・ドア方式	②基本路線方式 (バス停あり)
5	車両サイズ・台数	①セダン型 ②ワゴン型 ③小型又は中型バス	月～金:ワゴン車2台、普通車1台 土:ワゴン車1台、普通車1台 日曜、祝日:ワゴン車1台	ワゴン車1台 普通車1台	ワゴン車1台	ワゴン車5台	普通車2台	普通車3台	ワゴン車
6	車両写真	-							
7	運行エリア	①全域 ②全域+隣市一部施設 ③一部エリア	①全域	①全域	②町外の病院	①3つのエリアに分割 ・北エリア、中エリア、南エリア ・エリアをまたぐ場合は、駅等 で他エリアの車両に乗り換え	③吉田・太田地区のみ	①全域	③大野・慈光寺ゾーン 桐平・大附ゾーン
8	運行曜日	①毎日運行 ②平日+土曜運行 ③平日運行	①毎日運行	③平日運行	③平日運行	②平日+土曜運行	③平日運行	①毎日運行	③平日運行
9	運行時間帯	①昼間時間帯(例:8:30~17:30) ②①に朝晩の通勤・通学時間帯を加える。	①8:30~17:30	①8:00~17:00	①8:00~17:00	②7:00~17:00	①8:00~17:30	①8:00~17:00	②9:00~21:00
10	運行ダイヤ	①基本ダイヤあり ②基本ダイヤなし	②基本ダイヤなし	②基本ダイヤなし	①基本ダイヤあり	①基本ダイヤあり	①基本ダイヤあり	②基本ダイヤなし	②基本ダイヤなし
11	運賃形態	①均一運賃 ②ゾーン制運賃 ③対キロ運賃	①均一運賃	①均一運賃	①均一運賃	①均一運賃	①均一運賃	①均一運賃	②ゾーン制運賃
12	運賃	100円~500円程度	300円 ※小学生未満は無料 ※小学生、身体障害者、要介護者、介助者(1人まで)は150円	100円 ※未就学児は無料	500円 ※未就学児は無料	300円 ※小学生未満は無料	500円(大人、小人) ※皆野駅・小鹿野中央病院へは追加料金(+200円)	300円 ※未就学児は無料(1人まで)	100円~400円
13	利用対象者	①市内に居住する者 ②市内の高齢者に限定 ③制限なし(市外からの通勤・通学者、来訪者等の利用可)	③制限なし(市外からの通勤・通学者、来訪者等の利用可)	①町内に居住する者	①町内に居住する者	①市内に居住する者	②市内の高齢者に限定 ※沿線から2Km以上離れた地区は年齢を問わない	①町内に居住する者	③制限なし(町外からの通勤・通学者、来訪者等の利用可)
14	利用者登録	①あり ②なし	①あり	①あり	①あり	①あり	①あり	①あり	①あり
15	予約期限	①当日(30分前まで等) ②前日まで	①当日1時間前まで	①当日30分前まで	①当日30分前まで(医大行きは1時間前)	①当日30分前まで	②前日まで	②前日まで	①午後利用は2時間前まで ②午前利用は前日まで
16	オペレーターの雇用形態	①タクシー会社社員等の兼務 ②市役所職員等の兼務 ③専属	①タクシー会社社員等の兼務	③予約センター(鳩山市商工会内)	③予約センター(鳩山市商工会内)	③加須市コミュニティバス円滑運行協議会	①秩父丸通タクシー	③寄居町社会福祉協議会	①イーグルバス(株)
17	運行事業者	①タクシー事業者 ②バス事業者	①熊通タクシー ②島田観光バス	①越生タクシー	①越生タクシー	①3つの運行エリア毎に固定 朝日タクシー 加須タクシー 騎西タクシー	①秩父丸通タクシー	①大信観光タクシー 本間タクシー 桜交通	②イーグルバス(株)
18	利用者数	公表値 1日当たり試算値	年間18,772人 約63人	1日当たり約80人 約80人				1日当たり約20人 約20人	
19	運行開始時期	デマンド交通の運行開始時期	平成23年4月	平成24年4月	平成24年10月	平成24年10月	平成20年6月	平成25年4月	平成22年10月

Ⅲ 本市における地域公共交通サービスの事業目的について

1 本市におけるデマンド交通の事業目的

【白岡市におけるデマンド交通の事業目的】
 高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などのいわゆる交通弱者を主な対象者に、買物や通院などの市民生活の利便性の向上を図る。
 ※「白岡市における地域公共交通の今後の方向性」（平成25年2月策定）から抜粋

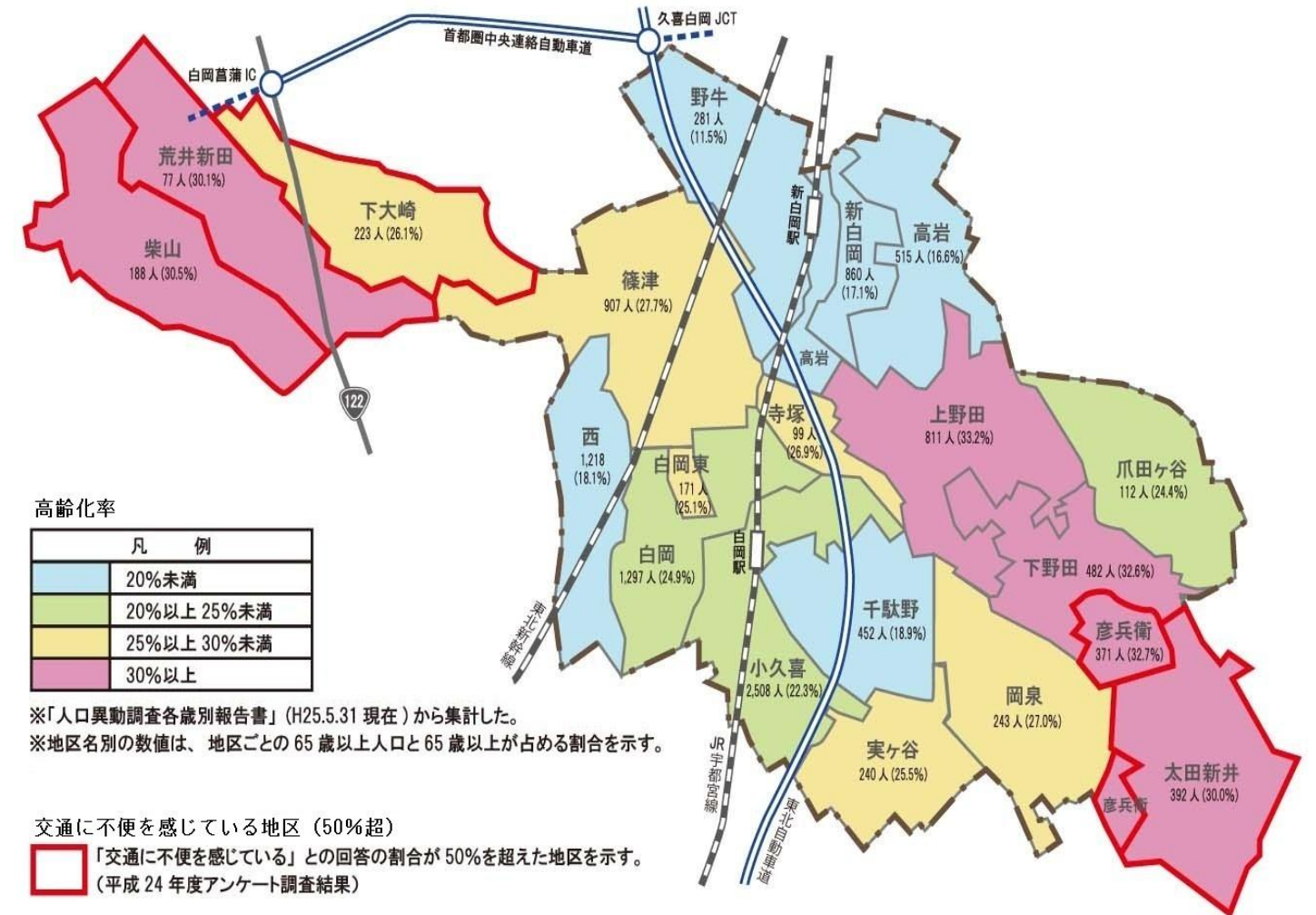
既導入自治体からのアドバイスでは、「当該地域の交通需要等を的確にとらえつつ、事業の目的を明確にした事業計画の策定」が最も重要である。

2 本市におけるデマンド交通事業の背景

～平成24年度の「地域公共交通に関する基礎調査」結果から～

- (1) 買物、通院等の日常生活における移動について約3割の方が「不便を感じている」と回答。主な理由として、公共交通を利用したいがバス路線等が少ないことなどが挙げられた。
- (2) 80歳以上の世代で「不便を感じている」との回答が4割を超えた。
- (3) 太田新井、彦兵衛、柴山、荒井新田及び下大崎の5地域で「不便を感じている」との回答が5割を超えた。
- (4) 今後、充実の必要があるとされる「行き先」は、駅、市役所、医療機関の回答割合が高かった。
- (5) 公共交通の充実を図る際、利用者は応分の負担をすべきとの回答の割合が比較的高かった。

図 高齢者（65歳以上）と交通に不便を感じている割合が高い地区の分布



3 本市におけるデマンド交通の需要予測

ア 北本市における利用状況を参考にして、本市の人口等を基に需要を予測した。

イ その結果、一日当たりの需要を47人と予測した。

ウ 今後は、この需要予測を基にして、車両台数、車両サイズ等の検討を行うこととする。

	白岡市 〔平成25年6月1日〕	北本市 〔平成25年4月1日〕
人口 (A)	51,053人	69,146人
うち65歳以上の人口 (B)	11,650人	16,843人
65歳以上の高齢化率 (B/A)	22.8%	24.4%
一日当たりの利用者数 (C)	47人 〔需要予測〕 ※参考 月間需要予測 1,175人 年間需要予測 14,100人	63人 〔平成24年度利用実績〕 ※参考 月間利用実績 1,565人 年間利用実績 18,772人
一日当たりの利用率 (C/A)	0.09%	0.09%
うち65歳以上の利用者数 (D)	32人 〔需要予測〕	45人 〔平成24年度利用実績〕
65歳以上の利用率 (D/B)	0.27%	0.27%
備考		毎日運行

表 本市におけるデマンド交通の需要予測（北本市の利用状況を参考に現時点での試算）

今後、アンケート調査、交通弱者への聞き取り調査等を実施し、より詳細で精度の高い需要予測を行う予定である。

4 今後の検討項目

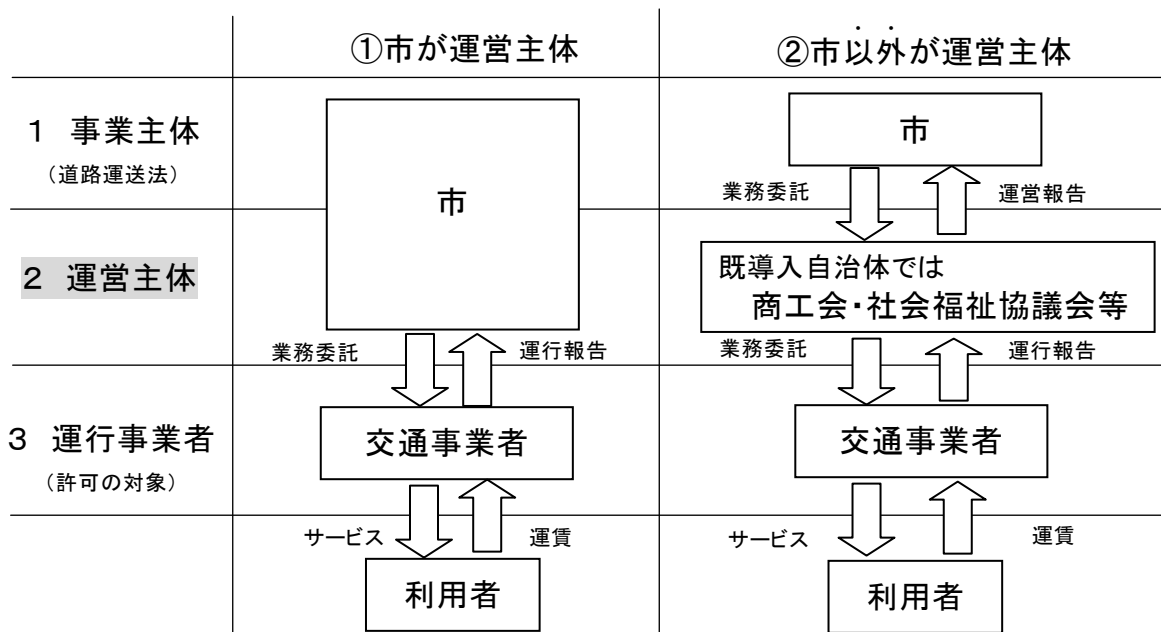
デマンド交通の導入に向けて、今後、次の項目について検討する必要がある。

検討項目	考えられる選択肢
1 運営主体	①市が運営主体となる。 ②市以外が運営主体となる（商工会、社会福祉協議会等）。
2 運行方式	①ドア・ツー・ドア方式 ②基本路線方式（バス停あり）
3 車両サイズ	①セダン型 ②ワゴン型 ③小型又は中型バス ※車両台数も検討項目である。
4 運行エリア	①全域 ②全域+隣市一部施設 ③一部エリア
5 運行曜日	①毎日運行 ②平日+土曜運行 ③平日運行
6 運行時間帯	①昼間時間帯（例：8:30～17:30） ②①に朝晩の通勤・通学時間帯を加える。
7 運行ダイヤ	①基本ダイヤあり ②基本ダイヤなし
8 運賃の形態	①均一運賃 ②ゾーン制運賃 ③対キロ運賃
9 運賃水準	100円～500円程度 ※一つのエリア内の場合
10 利用対象者	①市内に居住する者とする。 ②市内の高齢者に限定する。 ③制限なし（市外からの通勤・通学者、来訪者等の利用を可とする。）
11 利用者登録	①あり ②なし
12 システム活用可否	①システムを活用する。 ②システムを活用しない。
13 予約期限	①当日（30分前まで等） ②前日まで
14 オペレータの雇用形態	①タクシー会社社員等の兼務 ②市役所職員等の兼務 ③専属
15 運行事業者	①タクシー事業者 ②バス事業者 等 ※1社又は複数社
16 契約方式	①運行経費定額補助 ②赤字欠損補助等

は、6月24日（月）第2回会議の検討項目を示す。

検討項目 1 運営主体について

運営主体については、大別して、「①市が運営主体となるケース」と「②市以外が運営主体となるケース」との二つが考えられる。



※ それぞれの役割について

- 1 事業主体 事業の実施者として、総合的な事業の推進・管理を行う。
- 2 運営主体 事業の運営者として、利用者登録、PR活動、予約の受付業務等を行う（予約の受付業務は、運行事業者に委託する場合がある。）。
- 3 運行事業者 車両の運行業務等を行う。

① 市が運営主体となるケースについて

市が地域の公共交通の確保のため、自らが運営主体となって事業を実施することで、市内の公共交通機関（鉄道、バス、タクシー）の状況を踏まえた総合的な運営が行えることが期待できる。

② 市以外が運営主体となるケースについて

既導入自治体では、既存商店街の活性化等の観点から商工会に運営を委託している例がある。また、高齢化や過疎化の進行が深刻な自治体では高齢者施策充実の必要性から社会福祉協議会に委託している例がある。

【方向性】

本市においては、「白岡市における地域公共交通の今後の方向性」で示したとおり、まず第一に取り組むべきことは、高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などの交通弱者の方の買物、通院等の日常生活の移動手段を確保することとしたことから、「①市が運営主体となる。」方向で検討を願いたい。

なお、今後、事業の状況を見ながら、商店街活性化や高齢者施策充実等の観点から、市以外の団体が運営主体となることについて検討することが適当と考えられる。

検討項目 10 利用対象者について

利用対象者については、「①市内に居住する者とするケース」、「②市内の高齢者に限定するケース」、「③制限なし（市外からの通勤・通学者や来訪者等の利用を可とする。）とするケース」が考えられる。

【方向性】

本市においては、白岡市地域公共交通市民検討会議から提出された「地域公共交通に係る答申書」及び本市が策定した「白岡市における地域公共交通の今後の方向性」に、サービスの対象者は「高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などのいわゆる交通弱者の方」と記載されていることから、「①市内に居住する者」とする方向で検討を願いたい。

【参考】

◎ 「地域公共交通に係る答申書」

平成25年2月 白岡市地域公共交通市民検討会議

－抜粋－ 4ページ 1 公共交通サービスの主な対象者について
「高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などが主な対象者」

◎ 「白岡市における地域公共交通の今後の方向性」

平成25年2月 白岡市

－抜粋－ 7ページ II-1 今後の方向性

「高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などのいわゆる交通弱者の方を主な対象に……………」

検討項目 1 1 利用者登録について

参考資料

利用者登録については、利用者がデマンド交通を利用するに当たり、「①事前に登録しておくケース」と「②登録を必要としないケース」が考えられる。

【方向性】

本市においては、事前に利用者の情報が登録されていて、予約の際に登録番号を伝えればオペレーターが利用者の登録情報や過去の利用実績を参考にして乗降場所などをスムーズに受付できることや、利用者の利用実態、状況等について、より詳細な分析が可能となり、その後の事業の改善に役立てることができることから「①事前に登録しておく。」方向で検討を願いたい。

【参考】

◎「利用者事前登録の方法」

- 1 運営主体の窓口で電話をして登録する。
- 2 登録用紙の必要事項に記入して、運営主体の窓口で持参、郵送又はファックスして登録する。

◎「登録する項目」

- 1 自宅住所
- 2 氏名
- 3 生年月日
- 4 性別
- 5 自宅電話番号
- 6 携帯電話番号（自宅電話がない場合は必須）
- 7 よく出かける場所、利用する施設
- 8 乗降場所の地図（※自宅以外を乗降場所にする場合）

利用者登録申込方法

電話 048-594-5503

FAX 048-592-5997

窓口 北本市役所 2階政策推進課へお越し下さい。

郵送 〒364-8633（住所記載不要）北本市役所政策推進課行き

★登録頂いた個人情報は厳密な管理を行います。これらの情報は、下記①②以外の用途には一切使用しません。
①デマンドバスの運行及び予約 ②個人の特定につながる情報を除いたうえでの利用実態の分析

北本市デマンドバス 利用者登録用紙

☆同じお住まいで複数の方が登録される場合には、1人ずつ記入してください。
☆登録者が5人より多い場合には、コピーしてお使い下さい。

住所 北本市	電話番号 048- -		
市外にお住まいの方は、通勤、通学先の住所または名称			
1 ふりがな 氏名	明・大・昭・平 年 月 日	男・女	携帯電話番号
2 ふりがな 氏名	明・大・昭・平 年 月 日	男・女	携帯電話番号
3 ふりがな 氏名	明・大・昭・平 年 月 日	男・女	携帯電話番号
4 ふりがな 氏名	明・大・昭・平 年 月 日	男・女	携帯電話番号
5 ふりがな 氏名	明・大・昭・平 年 月 日	男・女	携帯電話番号

■自宅以外を乗降場所にする場合

ご自宅の前まで車が入れない場合や、ご自宅を乗降場所にしたいくない場合は、記入例にならって待ち合わせ場所の地図を記入して下さい（地図は別紙による添付も可）。

特に指定がない場合は記入不要です。
待ち合わせ場所には、なるべく目印になるものを併せて記入して下さい。



【記入欄】 ●：自宅 △：待ち合わせ場所



図 市内の公共交通徒歩圏と主要施設

